令和元年度(2019年度)第4回 北海道大規模小売店舗立地審議会第4部会 議事録

1 日 時

令和元年(2019年度) 9月10日(火) 15時00分~15時50分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

- 3 出席者
  - (1) 委員及び特別委員

部 会 長 宮 原 進 (一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長)

副部会長 薄 井 タカ子 (税理士法人薄井会計代表社員)

特別委員 西 島 猛 (元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役)

特別委員 今 野 廣(旭川工業高等専門学校名誉教授)

特別委員 大 野 剛 志 (旭川大学保健福祉学部准教授)

特別委員 佐々木 清 貴(留萌市都市環境部都市整備課嘱託職員)

特別委員 遠 藤 孝 夫(稚内北星学園大学情報メディア学部教授)

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤和浩

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査(商工振興)豊川 敦洋

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任 間宮寿之

4 傍聴者

0名

5 審議事項

「旭川ショッピングセンターパワーズ」(旭川市)の法第6条第2項(変更)の届出について

## 6 発言要旨

(1) 事務局から「旭川ショッピングセンターパワーズ」に関する届出の概要は、別紙「審議案件に関する概要」等のとおりである旨、説明を行った後、次のとおり発言があった。

(事務局) 前回の審議会で質問のあったことについて、回答する。

まず、質問事項を確認するが、質問内容は「旭川ショッピングセンターパワーズに人気のパン屋が出店すると聞いているが、同パン屋は1年ほど前にも駅前に出店しており、いまだに行列ができている。今回届出店舗に出店することによって、交通渋滞などが発生することは考えられないか。」というものであった。

この質問に対し、設置者に確認したところ、同パン屋の営業時間は 11 時から 19 時となっており、顧客が来店するピーク時間帯は 11 時から 14 時までとなっているということが判明した。これに対し、一般小売のピーク時間帯は 16 時から 18 時であり、同パン屋と一般小売とでは、顧客の来店時間帯のピークが異なっている。

また、同パン屋は、朝焼いたパンを販売し終えた後は、パンを追加で焼いて 販売することはなく、予約の受付や既に予約を受けた顧客に対する販売のみ行 うとしている。このため午後の時間帯は来店数がそれほど多くないと考えられ る。

さらに、当店舗の駐車場入庫処理能力は450台/時である一方、大店立地法の

指針に基づくピーク1時間あたりの自動車来台数は209台となっている。 以上のことを考慮すると、同パン屋出店による交通渋滞等の発生はないと考 えている。

(部会長) ただいまの説明について質問等はないか。

(全委員) 特になし。

(部会長) その他に意見等はないか。

- (委員A) 出入口④について、道路を挟んで向かい側にラーメン村があり、11 時くらいからバスが来て近くに横付けすることがある。片側一車線が潰れてしまうので、交通が滞るのではないか。繁忙期には交通整理員を配置するとなっているが心配している。
- (事務局) 繁忙期には交通整理員を配置するようこちらから強くいっている。今回審議会でこのような話がでたということを受けて、設置者側には改めて強く対策を行うよう求めるつもりである。
- (委員A) ラーメン村に車が停まったら、人が道路を渡ってこちら側に来る。人の往来 を考慮した対策を取ることはできないか。
- (部会長) ラーメン村は今回届出された店舗ではないが、渡ってくる人の往来について 対応するということは可能なのか。
- (事務局) ラーメン村は届出店舗ではないので、直接的に対応を求めることはできないが、こういう話があったということは、(届出店舗の)設置者に対して伝えておくこととする。
- (委員A) 今回の、駐車場の設置台数は 173 台となっているが、届出書によるとピーク 1 時間あたりの入庫来台数は 209 台となっている。駐車場の台数が不足することはないか。
- (事務局) 対象となる店舗は、指針の計算式に基づくと、駐車時間の平均が 49 分 40 秒 程度となる。 1 時間あたり 209 台の入店となっているが、入ってくる車両がある一方、出て行く車両があるので、駐車場の台数が不足することはないと考えている。
- (委員A)併設施設とはこの場合、どういったものが該当するのか。
- (事務局) 当該店舗であれば、フィットネスクラブや飲食店が該当する。
- (部会長) これ以外に質問・意見等はないか。
- (全委員) 特に述べる意見はない。
- (部会長) 当部会として法及び指針に照らし審議した結果、「意見なし」とし、答申文案 のとおり答申することで良いか。

(全委員) 異議なし。

(部会長) それでは、答申文案のとおり答申することとする。

(2) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回の開催日程は10月18日(金)を予定していることを報告した。

## 7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録(概要版)に添付のとおり。